

1977年度

駿台史学会大会

研究発表要旨

駿台史学会

1977年12月10日

於 大学院南講堂

研 究 発 表

古代における出家と還俗	宇佐美 正 利
或る清官の手紙 -陳儀評伝-	安 野 省 三
1905年10月8日プファッフェンベルク人民集会	三 宅 立
李大釗研究の方法 -「トルストイ主義綱領」をめぐる-	入戸野 良 行
茨城県十五郎穴横穴墓群の問題点	小 林 三 郎
都市近郊土地改良区の変貌過程	原 田 敏 治 山 崎 憲 治

特 別 講 演

ヨーロッパの宗教管見	萩 原 竜 夫
------------	---------

古代における出家と還俗

宇佐美 正 利

律令時代の仏教は「国家仏教」とか「鎮護国家仏教」とか言われ、その言葉に律令時代の仏教の特長が象徴されている。また、国家仏教の性質としては、第一に、国家の寺院・僧尼に対する統制、第二に、その統制の範囲内における国家の仏教に対する保護育成、第三に、国家は仏教に対して、その哲理・思想そのものの普及よりも、むしろその呪力が国家の繁栄をもたらすことを期待する、といった三点が指摘されている（井上光貞『日本古代の国家と仏教』）。つまり、仏教は国家の呪術的機能の側面を担い、国家の利益に反する場合は厳しい統制を受けていたのである。したがって、僧尼も寺院も国家の規制を受け、官僧・官寺のみが認められ、それ以外の私寺・私度僧の存在は否定されていた。

本発表においては、出家の特種な例として、笠朝臣麻呂を取りあげ、また還俗においては、国家の命令により還俗させられた場合の例を取りあげ、古代国家と仏教との関係の一側面について簡単にみていくこととする。

一 官僚から僧侶へ — 笠朝臣麻呂の場合 —

(一) 官僚時代

(二) 出家以後

二 還俗

(一) 僧尼令の規定

(二) 還俗の例

或る清官の手紙 — 陳儀評伝 —

安野省三

陳儀（康熙9年～乾隆7年，1670～1742）は直隸・文安縣の人。康熙54年に進士に合格して翰林院庶吉士に叙任されてから、乾隆2年に鴻臚寺少卿への左遷を拒否して翰林院侍読学士の肩書のまま退官するまで、足かけ23年の役人生活を翰林官で終始した。古来、中国では翰林官を清官、清班とよぶ慣わしがある。彼は形式を整えた正真正銘の清官であった。一方、「清班不合外遷」というのが不文律であったが、彼は怡賢親王（康熙帝の第13子、允祥）と大学士朱軾から格別の愛顧を受け、直隸の水利官田関係の諸官職を兼任した。すなわち、天津海防清軍兵糧同知（雍正4年任）、天津水利官田官（同5年任）、京東官田觀察使（同8年任）等である。いずれも異教の優遇処置であった。水利にせよ官田にせよ、龐大な国費を要する大土木工事であり、贓罪を犯す危険がいっぱいであった。加えて、彼の家計は常に逼迫しており、収賄や公金横領の誘惑とたたかうのは容易でなかったと想像される。ところが、陳儀に係わる文章から汚職の臭気はただよってこない。却って、融通性に乏しい、潔癖で一徹な人物像が浮かび上ってくる。清官の用語には、より一般的に「清廉之吏」（『辞源』）とか「贓官之対面」（『六部成語』吏部、清官の注解）といった義もあるので、結局、彼は内実としても文句なしの清官であった。

乾隆3年の秋、陳儀は天津時代の旧友杜于藩の子息であり、かつ当時直隸遵化州知州であった杜甲に一通の手紙を認めた。主旨は銀35兩の無心である。陳儀69才、杜甲44才。「与遵化杜牧書」（陳學士文集卷7）がそれである。全文は739字より成り、一読して<尾羽打ち枯らす>の比喩がびつたりと文面である。そこには、清官としての矜持もなければ、先輩としての威厳もない。あるのは、落魄、老醜、追従、卑屈……。およそ、陳儀の生涯を伝える三種の碑伝文（①顧鎮・原任侍読学士兼都察院僉都御史豊潤等処官田觀察使候補鴻臚寺少卿文安陳君墓誌銘— 虞東先生文録卷6、②符曾・陳學士儀伝— 碑伝集卷47、③符曾・陳一吾先生伝— 民国文安縣志卷9人民部芸文志）を介しては窺い知ることのできない赤裸々な陳儀が顔をのぞかせる。書翰によれば、陳儀は退官後の生活設計のつもりでか、北京において官有財産の払下げを受けた。「認買」というから、代金支払を後日に託した信用取引の一種だったのであろう。彼の支払計画の詳細はわからないが、結果的に、今様の風俗に喩えてローンの返済に苦しみ抜いた。書翰の後半で、彼が債鬼に追われるまま、各方面の援助を求めて、兄弟親戚知己の間を駆けずり廻った姿が如実に描写されている。杜甲への金の無心もその一齣であった。ただ、事態の成行きは、あくまでも

彼が俗世間の胸算用に長けていないことの一証左にすぎず、清官の榮譽をきずつけるものではない。そのさい、無条件の無心では気がひけたのか、よろしければ手元にある御尊父の伝記（陳儀の筆に成る杜碩夫伝。碩夫は于藩の字）の残部数冊をどうぞ！ という蛇足がつく。この部分を削れば、杜父子への媚び諂いは気障りだが、無心の手紙として首尾がいい。しかし、この蛇足こそ、零落したエリート官僚の自矜と驕慢の残り香だったのかもしれない。ちなみに、この杜碩夫伝（陳學士文集卷10）の出来映えとレトリックは、大儒沈大成がまとめた杜于藩伝（杜氏三世家伝の一。学福齋集卷17）と比較対照するとき、一段と秀逸である。

いったい、乾隆2年の鴻臚寺少卿への左遷辞令がどういう背景で出されたのかは興味深い。怡賢親王と朱軾の死の直後だけに、中央官界における派閥抗争の犠牲となった公算が大きい。しかし、その辺の真相は必ずしも詳かではない。直接のキッカケは、陳儀が門人を使って何か商売をやらせたという一件が問われたわけであるが、これが仰々しく表沙汰になったところに派閥の消長の翳りがある。また、顧鎮の書いた墓誌銘だけが当該事件をあからさまにしており、およそ伝記資料の取扱い方という点でも示唆的である。

書翰、三種の陳儀伝、杜碩夫伝、杜氏三世家伝 — これらの資料を「書き手」と「書かれ手」相互の間柄、立場、利害、人脈等々に気を配りながら読むとき、ひとりの人物の素顔なり、彼を取り巻く状況なりに照明が当てられるのではないのか。そういう期待をこめて、一つの試論として陳儀を扱ってみた。

1905年10月8日プファッフェンベルク人民集会

三宅立

南ドイツの小さな田舎町プファッフェンベルクが、その名を歴史にとどめることとなったのは、ひとえに、ドイツ革命におけるガンドルファー兄弟の活躍によっている。

1918年11月7日、ドイツ帝国そしてプロイセン王国の主都たるベルリンに先立って、バイエルン王国の首都ミュンヘンに革命がおこった時、バイエルン独立社会民主党指導者クルト・アイスナーの率いる兵士・労働者のデモの隊列の先頭に、アイスナーと並んで立ったのは、プファッフェンベルクの農民ルートヴィヒ・ガンドルファーであった。プファッフェンベルクは、ミュンヘンを離れること東北方80キロあまり、バイエルンの穀倉たるニーダーバイエルン県の、なだらかな丘陵地帯を通過してドナウ川に注ぐ小ラーバー川の畔に立つ、小さな市場町である。革命に先立って、農民の協力を重視したアイスナーは、11月3日、汽車でプファッフェンベルクにかけつけ、すでに協力を約し合っていたルートヴィヒ・ガンドルファーと最後の打ち合わせを行っていた。こうして、11月7日から8日にかけてミュンヘンの革命が成り、労働者・兵士の評議会(レーテ)が結成されると、ルートヴィヒ・ガンドルファーは、アイスナーから、バイエルン中央農民評議会議長として農民評議会の組織にあたることをゆだねられることとなる。中央農民評議会は、彼がこの直後に、プファッフェンベルクへの帰途、交通事故でこの世を去ったのちも、そのあとを継いだ兄のカール・ガンドルファーのもとでバイエルン革命の一翼を担い続け、翌年4月のレーテ共和国樹立にさいしても、当初これを支持することとなるのである。

ところで、このガンドルファー兄弟とは、どのような人物だったのだろうか。バイエルン革命に関するこれまでの研究では、彼らがどのような生活、どのような社会関係をいしは社会的環境の中から、政治あるいは革命の舞台へと登場して来るのかが、ほとんど問われて来なかったように思われる。この報告では、1905年10月8日プファッフェンベルクで開かれた人民集会に注目し、この問いへの一つの接近を試みたいと思う。それは同時に、革命前の近代バイエルンにおける国家と農民の問題の一端に触れることとなるはずである。

李大釗研究の方法

—「トルストイ主義綱領」をめぐる—

入野 良行

I はじめに

I 李大釗について (資料1参照)

II 李大釗研究の意義

a 中国の場合

b 日本の場合

III 「トルストイ主義綱領」をめぐる

(資料2, 3参照)

IV 結びにかえて

茨城県十五郎穴横穴墓群の問題点

小林 三 郎

太平洋沿海の東日本各地には、横穴墓が群集して存在する例がある。横穴墓は、おそらく西暦6世紀代後半から7世紀代後半にかけて盛行した墓制として理解されている。横穴墓とは、崖面に横穴を掘り込み埋葬を行うもので、代表的な例として埼玉県東松山市吉見百穴の横穴墓群が知られている。

横穴墓とよく似た墓制として、南九州地方には「地下式横穴墓」と呼ばれるものがある。地下式横穴墓は、一度平地に堅括を掘り、堅括底面から横穴を掘穿するという方法であるから、いわゆる横穴墓とは区別している。年代的にも、南九州のものは5世紀初頭にまで年代の遡るものがある、その盛行年代についても横穴墓とは区別しうる。

横穴墓も地下式横穴墓も、群集する性質をもっている。しかし、その密度の点において「地下式横穴墓」は「横穴墓」の比ではない。また、横穴墓の群集性は、古墳と比較してもはるかに密度が高い。

古墳は一人一墳を主張して開始されたが、5世紀代の横穴式石室の導入によって、追葬観念が定着するようになって、古墳築造の意味も変化してきた。

群集墳の成立という事象は、横穴式石室導入以後におこることである。そして横穴墓の盛行は、おそらく群集墳の成立過程の一現象として理解され、古墳の被葬者と横穴墓の被葬者との性格の差違が論ぜられるようになってきた。埋葬という死者葬送の儀社の中に、古墳と横穴墓との二筋道ができあがるのは、その中に社会的な変革をみてとることもできよう。

茨城県勝田市中根にある「十五郎穴横穴墓群」は、横穴墓群としては、全国的視野からみて共通する遺跡として知られている。

昭和45年から本格的に開始された勝田市史編さん事業の過程で、われわれは十五郎穴横穴墓群の分布調査を実施し、隣接する「虎塚壁画古墳」の発掘調査を実施した。

昭和51年8月から本格的に十五郎穴横穴墓群の調査を開始して、昭和52年夏、第2次調査を実施した。これらの調査の中で十五郎穴横穴墓群が、これまで調査されてきた他地域の横穴墓群中でも、比較的データがまとまりやすい遺跡として、われわれは注目し、さらに今後、継続した調査を実施することにした。

いままでの調査から得たデータから、十五郎穴横穴墓群の問題点、今後検討すべき点として、

以下のような事を把握した。

1. 十五郎穴横穴墓群が、さらに2～3支群に区分しうること
2. それぞれの支群には、隣接して「古墳」の存在がみとめられること
3. 古墳の示す年代と横穴墓群との年代がきわめて接近しているように思われること
4. それぞれの支群は、横穴墓各々の規模や構造に若干の相異があること
5. 出土遺物（副葬品）からみて、下限が9世紀まで下降するらしいこと

などが主たる問題点として提起される。これらの事がらが、一体どのようなことを意味しているのだろうか。そして、この現象が十五郎穴横穴墓群だけの特徴なのだろうか

今後、十五郎穴横穴墓群の調査を継続する予定であるが、並行して周辺の同時期の集落址との関連をも追求しなければならないと考えている。

都市近郊土地改良区の変貌過程

原 田 敏 治
山 崎 憲 治

都市近郊の水田地帯に位置する土地改良区は、受益農家の兼業化の深化にともなう水管理上のさまざまな障害の発生や、農地転用による賦課面積の減少という土地改良区の存続に係わる問題に直面している。そして、このような問題に対して土地改良区は、関係市町村に事務、維持・管理作業、諸経費の負担等の一部もしくは全部を依存し、究極的には組織の解散とともに水利施設のすべての維持・管理業務を市町村に移管するのが普通である。

しかし、一方では工場や住宅の排水に対して水路使用料を徴収するなどして、実質的な員外賦課をおこない、区財源の確保をはかり、独自にこの問題に対応する姿勢を示す土地改良区もある。ここではその事例として大阪府の神安土地改良区を選び、都市近郊の土地改良区が、受益地域の農業生産が衰退する中で、いかにして組織を存続させ、帰能を維持しようとしているのかを明らかにする。

神安土地改良区は淀川右岸に位置し、現在の受益農地面積は約1,300haで高槻、茨木、摂津、吹田の4市にまたがっている。区域は淀川本流とその各支流に三方を囲まれた数個の不完全輪中からなる低湿地で、農地の95%は水田である。区は稲作灌漑期の用水の供給および内水排除を主たる役割としている。

ここでは戦後、用排水改良事業が数次にわたっておこなわれ、湿田の乾田化をはかってきたが、その十分な成果を見る間もなく都市化の波が押し寄せてきた。並行する国鉄と私鉄の各駅を中心に市街地が拡大し、また、道路網が整備されるにしたがって工場や流通業務施設の進出が相次ぎ、昭和26年の区設立当時約2,600haあった受益農地面積が現在では半減している。そのため賦課金収入だけでは区の運営が困難となり、次のような方法によって財源を確保している。

- ① 借入事業費償還の関係市による片代り
- ② 維持・管理費の関係市による一部負担
- ③ 工場排水等に対する水路使用料の徴収
- ④ 多額の転用決済金の徴収

しかしながら、公共下水道の整備が著しく遅れているこの地域においては、財政的な自治体依存や実質的な員外賦課が農業用水路の下水道化と引き替えにおこなわれている。また、ここでは転用決済金が大きな財源の1つであり、借入事業費の繰上げ償還などに充当されているが、これも賦課面積の減少と表裏の関係にある。つまり、見方を変えれば区は用水の汚濁や受益農地の減少によって存続しているとみることができる。